

## ＜中間報告で示された考え方＞

### 第2 現行制度の見直し

#### 1. 指定都市制度

##### (2) 具体的な方策

##### ②「都市内分権」により住民自治を強化するための見直し

(略) なお、現在、区には区の事務所の長（区長）、区の選挙管理委員会、区会計管理者を置くこととされているが、これに加え、現行の教育委員会制度を前提とする場合には、小中学校の設置管理等をできる限り区で処理できるようにする観点から、条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることを検討すべきである。区のエド育委員会等は、小中学校の設置管理など、必ずしも市で一体的に処理する必要がない事務のうち条例で定めるものを処理することとすることを検討すべきである。

## ＜論点＞

- ・ 教育再生実行会議の第二次提言（平成25年4月15日）においては、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直し、首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとされているが、地方制度調査会は、「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成17年12月9日・第28次地方制度調査会）において、教育委員会の設置を選択制とすべきと答申しており、地方六団体も実現を求めてきたこととの関係をどう考えるか。
- ・ 上記提言に関連し、地方六団体が、「行政権の執行は住民の直接選挙により選ばれた首長が住民の負託を得て行うという原則にかんがみれば、首長による教育長の任命・罷免権と指揮監督権は一体のものとして認められるべきである」と主張している（平成25年4月19日）こととの関係をどう考えるか。
- ・ 多元的執行機関としての教育委員会の位置付けを変更し、教育長の権限を強化する場合には、指定都市の区には、中間報告で示された区のエド育委員会等に代えて区単位の教育行政に係る補助機関を置くことが考えられるか。

## ◆教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)(抄)

(平成25年4月15日・教育再生実行会議)

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

(前略)以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

○ 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。

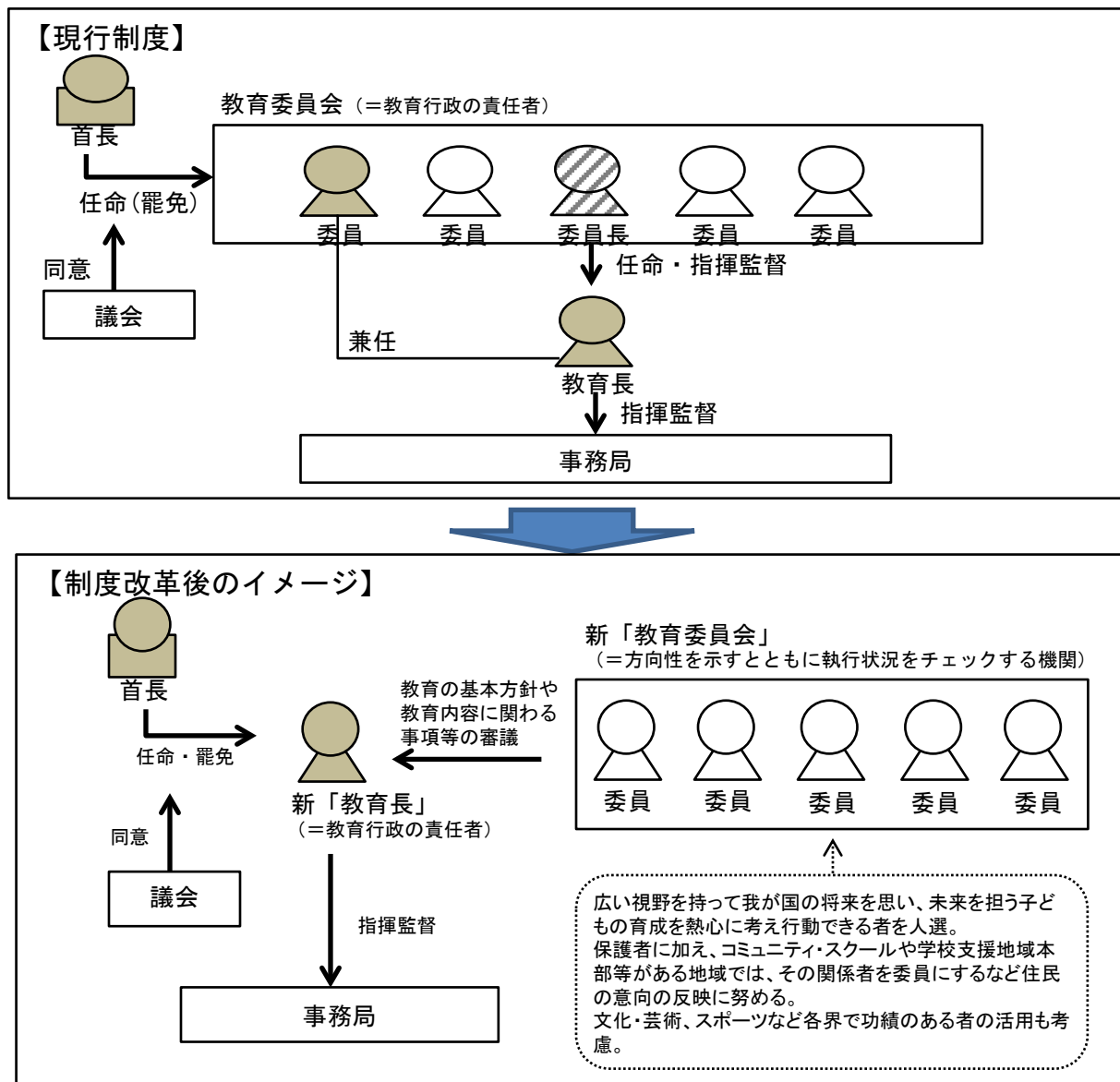
なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があったことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

(前略)国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

○(略)責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体の教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

## (参考) 第二次提言における「教育委員会制度改革のイメージ」



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

## ◆教育委員会制度等に関する意見（平成25年4月19日・地方六団体）

去る4月15日、教育再生実行会議は、第二次提言として「教育委員会制度等の在り方について」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。

今回の提言において、現行の教育委員会制度について責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議の形骸化等、地方と軌を一にする問題意識に立ち、検討が進められたことは理解できる。

しかしながら、提言では、「教育長が地方公共団体の教育行政の責任者」として教育事務を行い、住民から直接選挙で選ばれた首長は、教育長の任命・罷免の権限を有するに止まり、指揮監督の権限は有しないとされている。

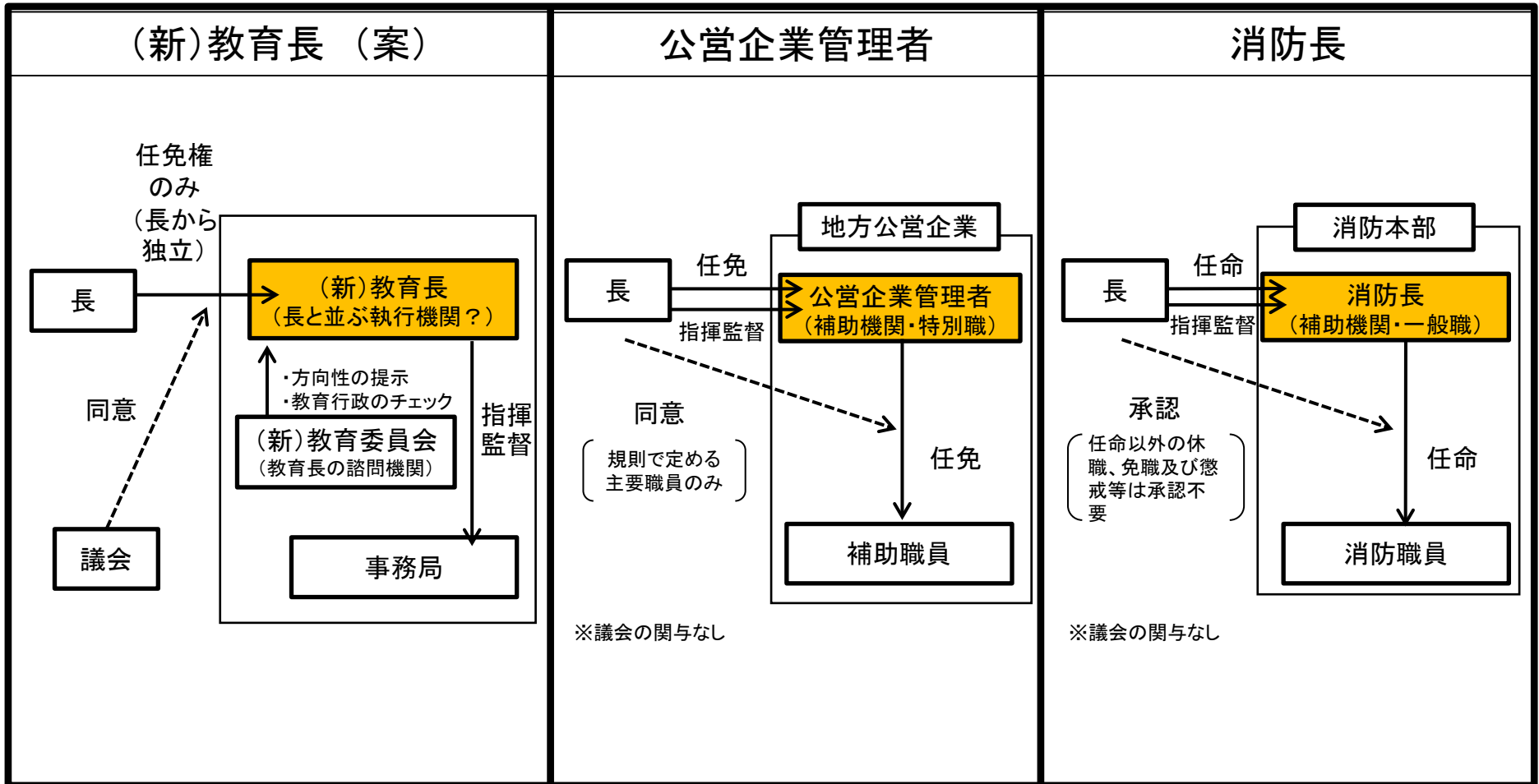
もとより、行政権の執行は住民の直接選挙により選ばれた首長が住民の負託を得て行うという原則にかんがみれば、首長による教育長の任命・罷免権と指揮監督権は一体のものとして認められるべきである。

これまで地方は、教育委員会の必置規制を緩和し、地方公共団体の選択により首長の責任の下で教育行政を行うことができるようにすることを求めてきたところであり、こうした選択制も含め、重ねて、首長と教育長の関係について、幅広く議論する必要がある。

また、現行法では「子どもの生命・身体の保護のため緊急の必要があるとき」に限定されている国の地方公共団体に対する是正・改善の指示を、「教育行政が法令の規定に違反した場合」及び「教育を受ける権利が侵害される場合」にまで拡大することに関しては、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治法の立法原則が定められていることを踏まえ、地方分権の観点から、地方の教育行政に対する国の関与の在り方について、改めて議論するべきである。

よって、政府においては、今後、新たな地方教育行政体制の在り方を検討するに当たっては、中央教育審議会をはじめ、機会あるごとに地方の意見を聴取するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、上記の意見を十分に踏まえて改革を進めるべきである。

# ◆(新)教育長(案)と公営企業管理者・消防長との比較



# ◆地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申(抄)

(平成17年12月9日・第28次地方制度調査会)

## 第1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

### (2) 行政委員会制度

行政委員会制度は、戦後、国家行政組織の改革と連動し、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものである。地方自治法及び個別法で都道府県に8の委員会と監査委員、市町村に5の委員会と監査委員を置くこととされており、いずれの機関も必置とされている。

国の行政委員会は、責任の帰属が不明確であるなど導入当初から批判があり、行政改革の流れの中、戦後間もなく大幅に廃止又は審議会化されたが、地方公共団体においては、さまざまな行政委員会が今日まで維持されている。しかしながら、準司法的機能を有する機関を別にすれば、戦後60年を経て、社会経済情勢が大きく変化している中で、制度創設時と同様の必要性がすべての機関について存続しているとはいえない状況にある。

すなわち、住民から直接選出された長が責任を持つことが求められているにもかかわらずこの要請を満たすことができない行政分野が生じている状況を改善し、また、地方行政の総合的、効率的な運営や組織の簡素化を図るため、以下の点について必置規定の見直し、組織・運営の弾力化を図るべきである。

#### ①教育委員会のあり方

教育委員会については、上記のほか、保育所と幼稚園、私立学校と公立学校等、長と教育委員会がそれぞれ類似の事務を担当しているなどにより地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられているという問題がある。

教育委員会を必置とする理由として、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が挙げられているが、これらの要請は審議会の活用等他の方法でも対応できると考えられる。国においては教育行政に関し行政委員会制度をとっていないが、これらの要請が地方における教育行政に特有のものであるとは考えられず、また、地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる。

このため、地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。

なお、文化、スポーツ、生涯学習支援、幼稚園、社会教育、文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきである。

上記の点については、教育委員会の果たしている役割を評価する意見があった一方で、町村にあっては、選択制への移行にとどまらず、制度を廃止すべきとの意見もあった。

また、義務教育教職員の人事権について、少なくとも中核市には移譲することが適当と考えられるが、移譲する場合には広域における一定水準の人材の確保の要請に十分配慮する必要がある。

## ◆地方分権改革推進委員会第3次勧告における記述

答申	内容
<p>第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～ (平成21年10月7日)</p>	<p><u>教育委員会を引き続き存置するか、それともこれを存置せずその所掌事務を長の所管とするか</u>については、<u>地方自治体の組織のマネジメントの自由度を高める観点から、地方自治体の判断によって任意に選択することができるように改めるべきである。</u>地方自治体が、<u>地域にあった教育を自由に展開することが、地方分権改革の観点からも求められている。</u>その際、<u>教育委員会がこれまで通り主体となるのか、それとも長が主体となるのか</u>について、<u>地方自治体の自由度を高めることにより、各地方自治体が創意工夫し地域にあった地方教育行政体制の構築を図るべきである。</u></p>

## ◆全国知事会、全国市長会、全国町村会の教育委員会制度の見直し等についての考え方

団体名	内容
<p>全国知事会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づき、教育委員会の設置を選択制とすべき。</u></li> <li>・ <u>既に首長が行うことができる文化に関する事務と関連する図書館、博物館等社会教育に関する業務について、地域の実情に応じ、首長の下での一元的な事務の実施を可能とすべき。</u> (今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に向けた提案事項(平成24年7月))</li> </ul>
<p>全国市長会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教育委員会の設置について、選択制を導入すること。</u> (義務教育施策等に関する重点提言(平成24年6月))</li> </ul>
<p>全国町村会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。</u>また、「教育監査委員会」、「学校理事会」等新たな制度設計を行う場合には、<u>町村の意見を十分に尊重すること。</u> (平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見(平成24年7月))</li> </ul>